

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務局 組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則</p>	<p>奈良県文化財保存事務所の出張所の設置及び廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 文化財保存事務所の出張所の設置及び廃止 (1) 奈良県文化財保存事務所長福寺出張所を設置する。 (2) 奈良県文化財保存事務所談山神社出張所を廃止する。 (第5条別表関係)</p> <p>2 施行期日 平成24年11月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改 正 案

別表

奈良県文化財保存事務所法隆寺出張所	奈良県文化財保存事務所當麻奥院出張所	奈良県文化財保存事務所長福寺出張所	奈良県文化財保存事務所称念寺出張所	奈良県文化財保存事務所薬師寺出張所	名 称
斑鳩町	葛城市	生駒市	橿原市	奈良市	位 置

現 行

別表

奈良県文化財保存事務所法隆寺出張所	奈良県文化財保存事務所當麻奥院出張所	奈良県文化財保存事務所談山神社出張所	奈良県文化財保存事務所称念寺出張所	奈良県文化財保存事務所薬師寺出張所	名 称
斑鳩町	葛城市	桜井市	橿原市	奈良市	位 置

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表奈良県文化財保存事務所談山神社出張所の項を次のように改める。

奈良県文化財保存事務所長福寺出張所	生駒市
-------------------	-----

附則

この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。